

マニフェスト・横浜力全開宣言

ー横浜大刷新プロジェクトー



- I 私の決意
- II ヨコハマ八策(重点プロジェクト)
- III ヨコハマ重要政策(分野別政策)
- IV ヨコハマ・ルール7(条例マニフェスト)

カジノNO！横浜力をつくる会

I 私の決意ーいま「横浜大刷新」が必要だ！

あなたは、現在の横浜市政の状況をどう見えていますか。

カジノの強行誘致、住民投票拒絶、新劇場の強行建設…。現在の横浜市政は、市民の声を無視した「独善政治」で暴走しています。7月以降の新型コロナの感染爆発(第5波)が空前の規模で進む中で、市内でも累計感染者は35,084人にのぼり、425人の市民が貴重な命を落とされています(7月末現在)。ところが、この緊急事態との「たたかい」の先頭に立つべき現市長は、リーダーシップを発揮しようとせず、ワクチン接種も他市に比べて遅れています。

こうした状況をただすべき次のリーダー選びでも、国政の有力政治家にお伺いを立てたり、横浜のカジノ誘致を推進していた政治家が選挙になると急に「カジノ取りやめ」を言い出しました。カジノ誘致を進め、市民投票を拒否していた政党・議員も、何の説明もなく「カジノ取りやめ」の候補者を応援し始める始末。まさに少数の政治家と既成政党と業界が一体になって既得権益を守る、保身と談合の「ムラ政治」が展開されています。欠落しているのは、市民の目線であり、市民の思いを実現するという「市民政治」の原則です。

横浜開港以来160年の歴史・文化を持ち、先進性と開放性のあるヨコハマは、人口378万人の日本最大の都市として、多くの魅力と可能性を持っています。「カジノがないとこの街を運営できない」などという主張は、政治家としての発想と政策力の貧困さを証明するものです。

「ムラ政治」の混乱に終止符を打ち、当たり前の「市民政治」を実現することによって、「横浜力」を全開させ、世界に誇れる国際文化都市ヨコハマをつくる！ーこれが私の決意です。

そのために、私が何に取り組むか。

第1に、**新型コロナとの「たたかい」**の最前線に立って、「ワクチン接種最速化プラン」や「市民に身近な保健所体制」をつくり、これ以上、市民の命と健康が犠牲にならないよう取り組みます。

第2に、「**カジノ禁止条例**」の制定でカジノをめぐる混乱に終止符を打ち、新劇場建設をやめて、「ムラ政治」に明け暮れる横浜市政を市民の思いを実現する「市民政治」の軌道に戻します。

第3に、廃藩置県から150年、はじめて都道府県制の例外として「**横浜独立**」を実現し、国際文化都市としての基盤を強化するとともに、日本の分権改革の起爆剤にしたいと思います。

そのほか、私が市政で取り組む「**ヨコハマ八策**」などの政策をまとめたのが、この政策集です。

皆さまと一緒に、「**横浜大刷新**」にまい進いたします。ともに立ち上がりましょう。

2021年8月5日

カジノNO！横浜力をつくる会

Ⅱ ヨコハマ八策(重点プロジェクト)

【ヨコハマ八策ロゴ】

1 カジノ(IR) 絶対阻止!

ギャンブル中毒、治安悪化、パシフィコ横浜との二重投資、住民投票拒絶など問題だらけ。
「カジノ禁止条例」で絶対阻止!

4 中学校 全員給食を実現!

大都市で実現できていないのは横浜だけ。
同じ市民税を収めながら不公平。栄養バランスや食育のためにも、早期実現で子育て支援!

6 日本一の タバコ対策

各区に「ヨコハマ卒煙塾」を設置し禁煙指導。
「タバコ対策条例」で低喫煙率No.1の
空気がきれい健康なヨコハマを実現!

2 コロナ対策 徹底強化!

「ワクチン接種最速化プラン」と
「コロナ対策推進条例」で感染終息を目指す。
保健所・衛生研究所の機能・体制も強化!



7 区役所の自立で 市民サービス向上

区民協議会設置と独自予算確保で身近な行政に。
「常設型住民投票条例」と「市長多選禁止条例」で
ヨコハマ・デモクラシー推進!

3 英語を 第2公用語に!

実用英語を普及し「英語の街ヨコハマ」をつくる。
民間主導で「英語ビジネスパーク」
「横浜開港英語テーマパーク」を実現。

5 長寿社会 ヨコハマ・モデル

在宅医療の充実、かかりつけ医と病院との連携強化、
介護従事者の処遇の大幅改善などで、
健康・福祉ヨコハマモデルを実現!

8 「横浜市独立」で 分権国家を実現!

神奈川県と国からの権限・財源移譲で
二重行政の無駄を無くす。
県から独立し、先進的都市経営で市民サービスを向上。

Project 1

カジノ(IR)絶対阻止！－「カジノ禁止条例」で混乱に終止符

(1)「横浜カジノ禁止条例」でカジノの混乱に終止符を打つ！

- 現市長は、選挙では「白紙」としながら、任期途中にカジノを含む複合型リゾート(IR)の誘致を突然表明しました(図1参照)。19 万筆の署名による住民投票条例制定の直接請求も、市長と市議会はこのことを拒否しました。各種世論調査でも約7割の市民が反対意見です。
- 私は横浜にカジノをつくることには反対です。その理由は、次の3点にあります。
 - ①コロナ禍によってIRのビジネスモデルが成り立たなくなっており、横浜では既存の集客施設(パシフィコ横浜など)等との過当競争もあって、その経営は困難になること
 - ②カジノによるギャンブル依存症の拡大・マネーロンダリングや、治安・地域環境の悪化などの弊害が懸念されるほか、国際文化都市ヨコハマのイメージに合わないこと
 - ③カジノ誘致のプロセスが、「住民自治」のルールに反していること
- しかし、候補者個人が「カジノ取りやめ」「カジノ反対」を唱えるだけでは不十分です。選挙公約である以上、個人の見解ではなく「市の政策」を掲げるべきです。私はカジノ反対という市民の皆さんの意思を「横浜市のルール」に高めるため、「横浜カジノ禁止条例」(仮称)を制定します。選挙では「取りやめ」を表明していても、当選後に「状況が変わった」等と言って骨抜きになる可能性がありますし、条例なら「横浜にカジノはいらない」という市民の意思が「市のルール」になり、将来の市政にも継承されるためです。
- 「横浜カジノ禁止条例」では、第 1 条に目的規定を置き、第2条で市の区域では「カジノ施設」は誘致せ

ず、また事業者による設置等も認めないという方針を明確にします。この目的を達成するために、第3条で、市長はカジノ設置に必要な事務を行わないようにするとともに、すでに行った事務(実施方針の策定、事業者の公募など)については取消しその他必要な措置を講じることを義務づけます。第4条で、市議会もカジノ設置に必要な議決を行わないよう努力する義務を定めます(ヨコハマ・ルール②参照)。

(2) カジノに頼らないヨコハマの「成長戦略」はこれだ！

- 「カジノ反対」だけなら簡単に言えますが、市政の責任者をめざすなら、その代案として新しいヨコハマの「成長戦略」を示す必要があります。
- 私は、第1に、「英語の街ヨコハマ」をめざして、カジノ候補地の山下ふ頭を念頭において「横浜開港英語パーク」を誘致し、観光客・家族・学校の修学旅行等と呼び込むとともに、「英語ビジネスパーク」も併設して、「英語が使える街・ヨコハマ」をアピールして世界の企業を誘致します。米陸軍ノースドック(神奈川区瑞穂ふ頭)の返還を実現し、それらの候補地とすることも可能でしょう。
- 第2に、横浜－羽田間など東京湾と横浜港の水上交通とマリン観光を活性化するとともに、世界の国際港都と比べて立ち遅れている高速道路・幹線道路の整備を促進し、地下鉄延伸や民鉄との連携なども推進し、市民生活の利便性向上と産業基盤の強化を図ります。
- こうした都市機能強化で、横浜の観光力やアミューズメント機能も強化され、誰もが何度も行きたくなる国際観光都市・横浜を創造します。
- 第3に、新しい技術を生かした産業政策と楽しい街づくりを展開します。知事時代にスタートさせた企業誘策「インベスト神奈川」の成果を踏まえて、EV(電気自動車)、FCV(燃料電池自動車)など「ゼロ・エミッションカー」の開発・普及を支援し、産業力の強化と環境対策、災害対策につなげます。AI、ロボティクス、ドローン等の革新的な技術を生かして、サービス産業・ソーシャルビジネスを振興し、新たな雇用を創出。またヨコハマの魅力を生かして、国際的に注目されている e-スポーツを振興するとともに、交通安全を確保しながら電動キックボードの活用によって、環境にやさしく、楽しい街づくりを進めます。
- 一方で、現市長が進めるみなとみらい地区における新劇場建設計画(600億円)は、財政難の中でのハコモノ行政であり、すでに市内には多くの劇場、ホールがあるため、中止します。

図1 カジノを含む統合型リゾートのイメージ



(出典)横浜市ウェブサイト「横浜イノベーションIR」

コロナ対策の徹底強化！－“感染爆発”から市民を守る

(1) コロナ対策の最前線に立つ！－私の覚悟

- 新型コロナの「第5波」が拡大し、7月下旬から「感染爆発」と呼ぶべき規模とスピードで広がり、手をつけれない状況です。横浜市でも、連日400人を超える新規感染が確認され、累計でついに36,746人にのぼり、残念ながら、このうち425人の市民が貴重な命を落とされています(8月3日現在)。
- このような状況にもかかわらず、現市長と横浜市がどのような対策を講じてきたのか、今後講じようとしているのか、明確な発信と対策が伝わってきません。市民の命と暮らしを守る一義的な責任は、基礎自治体である横浜市にありますし、出口の見えない危機にはリーダーの積極的な行動とメッセージが不可欠です。378万市民の命と健康をこのまま「リーダーシップなき市政」に任せることはできません。

(2) 私が掲げる4つの「処方せん」－これが「ワクチン接種最速化プラン」だ

- 私ならどういう「処方せん」で、このたたかいに臨むか。
- 第1に、現役世代を含むワクチン接種を促進するため、ワクチンの重点的供給を要求・実現するとともに、表1のように「ワクチン接種最速化プラン」(仮称)を策定して、市民の事情に合わせて多様な方法を組み合わせて接種を加速化します。
- 第2に、かつて18の保健所があったのに、行革のために統合し、378万大都市に「保健所」が1つしかないという体制になっているため、身近な(区ごとの)保健センター等を整備・強化し、衛生研究所等との連携を強化し、感染まん延を防止します。また、神奈川県とも協力しながら、感染者をスムーズに医療機関の治療や宿泊施設・自宅での療養につなぐ体制をつくります。感染者の命を守る医療対応については、市内の大学病院の充実したリソース(人材・設備)を有効活用します。
- 第3に、市内の飲食店、商店、観光業等の活動を支えるため、国の補助金や県の協力金の対象にならない事業等に対して、独自のきめ細かな支援策を講じるとともに、プレミアム商品券・食事券、市民ファンドなど多様なサポート策を展開します。
- 第4に、コロナ変異種の広がりや新しい感染症に備えて、独自に「感染症対策推進条例」(仮称)を制定して、横浜市独自の緊急事態宣言や市民・事業者への働きかけを位置づけるとともに、事業者や市民の活動を支援します(ヨコハマ・ルール①参照)。コロナ対策に、市内大学病院の充実したリソース(人材・設備)を有効活用する。」

表1 「ワクチン接種最速化プラン」の骨子

区 分	具 体 的 方 法
1.ワクチンの確保	国や県に、横浜市のような感染拡大地域への重点的なワクチン供給を要求する
2.接種方法の充実	従来の3方式を拡充する ①個別接種(医療機関での接種) →医師会との協力を強化して拡充する ②集団接種(公会堂・スポーツセンター等での接種) →会場増設や接種時間延長を検討する ③大規模接種(横浜ハンマーヘッド) →より便利な場所に拡充する
3.職域接種等との連携	職域接種・学校接種と連携して、地域の住民を接種可能とする

4.新しい接種方法	移動の困難な障がい者や自営業の方向けに、「ワクチン接種巡回バス」「訪問接種チーム」による接種を進める
5.接種の担い手確保	横浜市立大学病院等の研修医、看護学生等の担い手を拡充する

Project 3

英語を第2公用語に！－「横浜バイリンガル都市構想」

(1) 横浜開港の歴史を生かして「英語の街ヨコハマ」をつくろう！

- 160 年前の開港以来、横浜は、日本の英語教育や英語ビジネスの発祥地です。福沢諭吉など明治の偉人も、横浜開港場で英語を学び、世界に羽ばたきました。宣教師たちが開いた英語塾も、ミッション・スクールとなって「英学」を発展させました。横浜は、英語とともに歩んできた街なのです。（松沢成文『横浜を拓いた男たち 破天荒力』有隣堂、2019 年参照。）
- 一方、現代の日本は、いまだに学校教育では「受験英語」に熱を入れ、「使える英語」を学べる環境ができていません。海外では、台湾では英語を第2公用語として法制化して国際化に成功し、香港やシンガポールなどのバイリンガル都市が、国際金融センターとして発展しています。
- そこで、私は、横浜の歴史・文化を現代に甦らせ、英語が使える、英語が通じる「英語の街ヨコハマ」「横浜バイリンガル都市」を実現し、香港のように、世界に存在感のある大都市をめざします。
- そのために、表下記のような「英語第2公用語化推進条例」（仮称）を制定し、英語を“第2公用語”に位置づけ、市役所の重要文書等を英語化・多言語化します（ヨコハマ・ルール③参照）。
- こうした取り組みによって、子どもたちが「使える英語」を習得できるため、子育て世帯が横浜を選び、国内外の企業が英語が使える、学べる横浜に立地したいと考えます。横浜経済に貢献し、税収アップにつながる、まさに「英語による成長戦略」です。

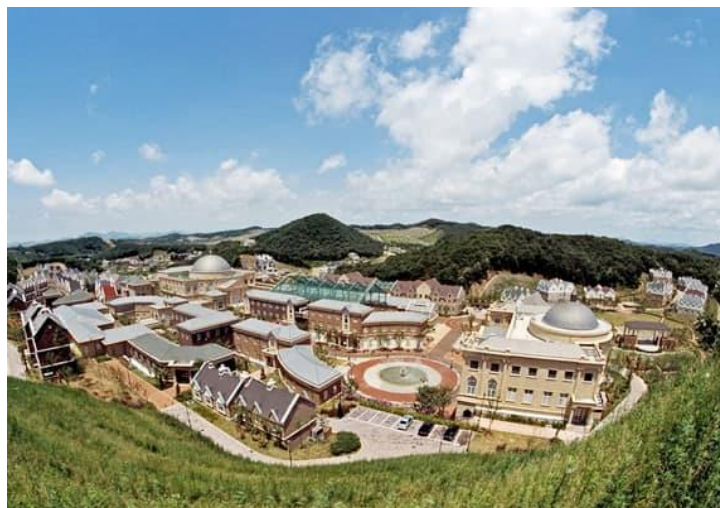
(2) カジノをやめて「横浜開港英語パーク」をつくろう！

- この「横浜バイリンガル都市構想」の拠点・象徴として、横浜開港当時の街並みを復元し、楽しみながら英語を学べる「横浜開港英語パーク」（仮称）を誘致し民間主導で建設します。その候補地として、山下ふ頭を第一候補とします。カジノをやめて、ヨコハマの歴史と文化が香る、学びの空間をつくりましょう。
- このテーマパークでは、開港当時の横浜開港場の建物と街並み（波止場、領事館、商社、銀行、ホテル、街路街灯など）を復元し、幕末・明治初期の横浜にタイムスリップしたような環境をつくります。そうした施設で、当時の開港場で行われた外交交渉、貿易交渉、文化交流などを体験できるプログラムを提供。パーク内のコミュニケーションはすべて英語。英語を通じて横浜開港の歴史、文化、経済を楽しく学べる、対話型・体験型のテーマパークとします。
- このパークには、英語を身につけたい生徒・学生や、楽しみながらお子さんに英語に浸る経験をさせたいご家族を迎えるほか、国内外からの観光客も訪れてくれるでしょう。パーク内に「英語研修センター」を設け、学校や企業の英会話研修（日帰り型・宿泊型）に使っていただきます。英語と歴史を切り口にした多目的なテーマパークです。
- このパークに「横浜ビジネスパーク」を併設し、英語の街・横浜でビジネスを展開しようという企業を誘致し、相乗効果をねらいます。この2つのパークは、民間の知恵と人材と資金を生かすため、「完全民営」で

経営します。(図2:韓国・京畿道が運営する公立の英語テーマパーク「パジュ英語村」を参照。)

- この「英語パーク」によって、インバウンド・外資系企業・外国人居住者の増加などが見込まれるため、戦略的効果を含めると、その経済効果は 8,823 億円～14,328 億円と試算されています(表2参照)。

図2(写真) 韓国・京畿道が運営する「パジュ英語村」(参考例)



(出典)パジュ英語村ウェブサイト <https://www.english-village-paju.com/>

表2 「横浜開港英語パーク」の経済効果(試算) (単位:億円)	
総計(億円)	14,328
経済効果合計	11,328
インバウンド増加	8,193※
外資系企業数の増加(大企業)	2,050
外資系企業数の増加(中小企業)	770
外国人居住者の増加	315
戦略的効果 海外展開を目指すエコシステム構築	3,000

※東京都と同等レベルの訪問者数、および消費単価を基に算定

(出典) (一社)首都圏政策研究所調べ。

Project 4

中学校全員給食の実現！一劇場建設をやめて子育て世帯を支える

- 義務教育における給食は、子どもの健全な成長、バランスある栄養摂取、家庭の経済格差の是正、食育の推進や地産地消の推進など、多くの目的を持っており、基礎自治体が担うべき基本的サービスです。
- 横浜市は、全国20政令市の中で中学校給食の喫食率が最低レベル、全国でも給食サービスが遅れている市です(近年、川崎市、横須賀市でも実現)。市が推進するデリバリー型の「ハマ弁」の給食化は、現状の喫食率は 20%程度、供給可能率は 30%であり、全員給食にはほど遠い制度です。

- 横浜市は、給食提供について、自校方式、親子方式、センター方式、併用方式を検討した上で、施設面・財政面でどの方式も不可能と結論づけましたが、「やらないための理屈」を挙げるもの。市の試算では、市内6カ所の給食センター施設整備費は推計372億円。みなとみらい地区の新劇場建設(608 億円)を中止すれば、支出できます。
- 子どもの健全成長と子育て世帯を支えるため、市内 144 中学校、76,637 生徒(2020 年度現在)を対象として、「中学校全員給食」を実現します。最も合理的な提供方式を選択し、必要な施設整備を進めて、早期に実現します。
- 市長が選挙公約に掲げて中学校全員給食に取り組んだ川崎市では、各学校の事情に応じて、自校方式(2 校)、小中合築校式(2 校)、センター方式(3 センター、配送対象校計 48 校)を採用し、2017 年 12 月から市立中学校全校で完全給食を実現しました(図3参照)。給食費は月額 4,800 円(3 年生は 4,600 円)。やればできる。この実践を参考にして、横浜でも早期に全員給食を実現しましょう。
- 学校給食においては、地元農家・団体とも連携して「地産地消」を進めるとともに、食材調達における「アニマルウェルフェア」(快適性に配慮した家畜の飼養管理)への配慮を進めます。

図3 地産地消を取り入れた栄養バランスのよい中学校給食の献立例(川崎市)

献立例：ごはん、とり肉の揚げあえ、三色ナムル、「かわさきそだち」の野菜スープ、いちご、牛乳



(出典)川崎市「川崎市の中学校給食ーみんなで創る『健康給食』」2018 年

Project 5

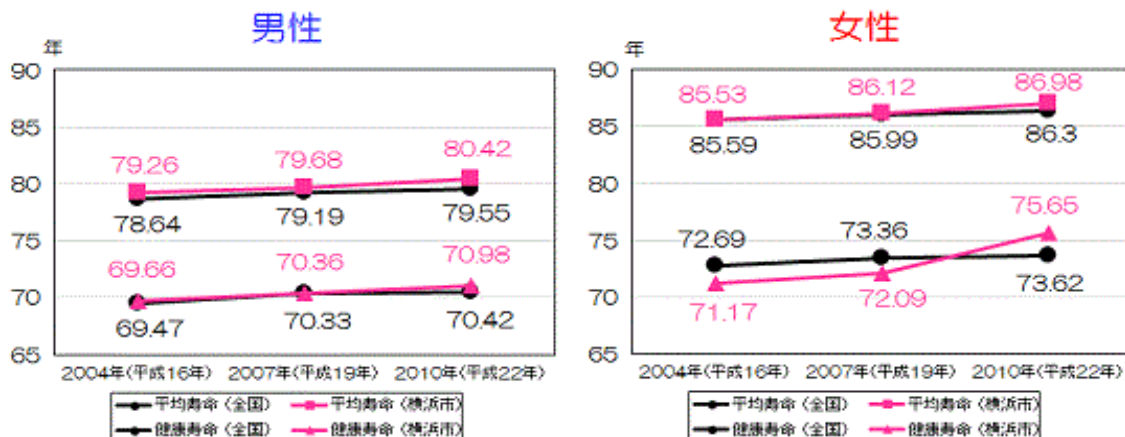
長寿社会ヨコハマ・モデルー「人生 100 年時代」を横浜で暮らす

- 日本は健康寿命が世界一の「長寿社会」を迎えています。100 年をより充実したものにするために、地域の医療・福祉・生活のサービスを提供するとともに、若者から高齢者まですべての市民が学び、働き、楽しめる場があること、元気に活躍しながら安心して暮らせる地域社会をつくることが重要です。この大きな課題を横浜から切り拓くのが、「長寿社会ヨコハマ・モデル」です。
- 横浜市民の平均寿命は、図4のように、男性 80.42 歳、女性 86.98 歳と全国平均よりやや高い水準で

す。これに対し、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は、男性 70.98 年、女性 75.65 年で、とくに女性が全国平均を上回りました。この差（年数）が、「健康上の問題で日常生活に制約があり、何らかの支援が必要な期間」ですが、男性 9.44 年、女性 11.33 年と長期化。この期間を医療や福祉で支える必要があります。

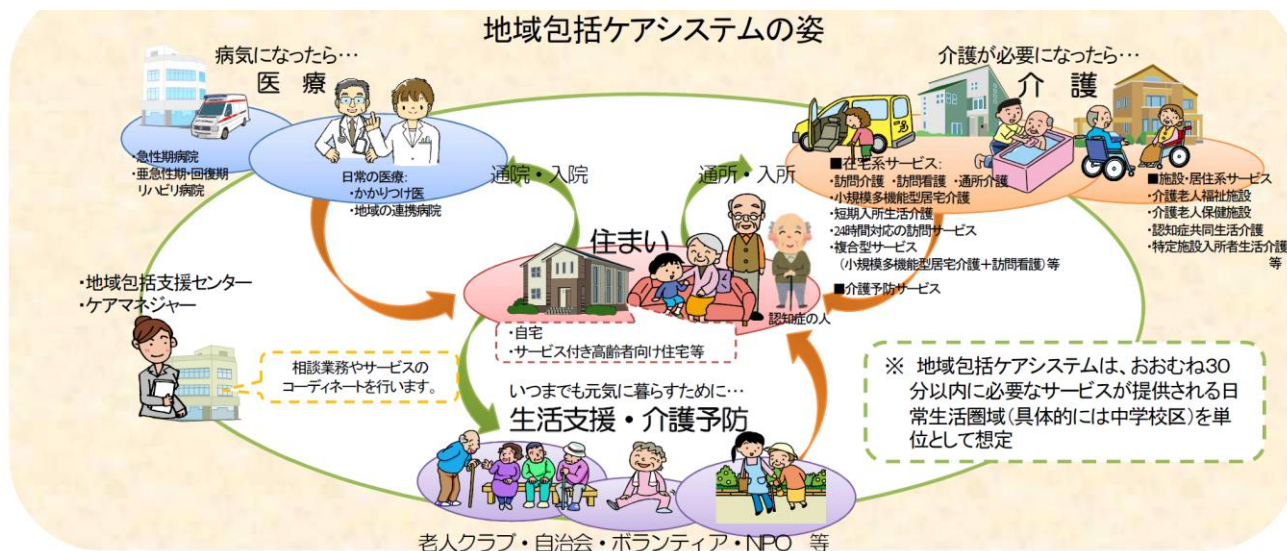
- そこで、人生 100 年時代に向けて市民の「かかりつけ医」を拡充するとともに、在宅医療の充実と専門病院・総合病院との連携強化を進めます。ワクチン接種でもクローズアップされた「かかりつけ医」は、“長寿社会のインフラ”です。市医師会等とも連携して、命と健康を守る安心ネットワークをつくります。
- 現役世代の健康づくりを進めるため、健康診断受診率の向上、タバコ対策の推進（Project7 参照）などによって、ガンや生活習慣病の早期発見と治療を充実させます。またスポーツ振興（分野別政策 2 参照）によって、楽しみながら健康増進を図ります。
- 新型コロナで大変な労苦を強いられている介護事業者・介護施設については、横浜市として感染対策や介護従事者の負担軽減のためのアドバイザー等の派遣や福祉機器等の新技術の導入を進めるとともに、介護従事者の処遇改善やキャリア形成のための人的・財政的支援を講じます。
- 団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、横浜市の 65 歳以上の高齢者は約 100 万人（高齢化率 26.1%）に達します。この年までに、高齢者の暮らしを支えるために、関係の機関と地域住民（ボランティア、自治会等）が連携しながら、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する、「地域包括ケア」の仕組みづくりを進める必要があります（図5参照）。横浜市では 18 の区の特徴を踏まえつつ、自治会等の“ご近所の底力”とも連動しながら、取り組みを進めます。
- 「地域包括ケア」のもとで、子どもや高齢者が地域で安心して暮らせるよう、“ご近所の底力”での見守り活動を支援します。空き店舗・空き家を保育施設やグループホームに転用し、郊外部の団地・公営住宅の再編を含めて“ケア付き住宅”の整備を促進します。さらにコミュニティバス、福祉タクシー等による移動手段の確保を進めるなど、住宅・福祉・交通等の垣根を取り払って、コミュニティで暮らしを支えるまちをつくります。
- 横浜市の待機児童数は公称 16 人ですが、希望の保育所等に入れなかった人は 2,842 人います（2021 年 4 月現在、横浜市ウェブサイトより）。子育て世代を応援するため、民間保育所の支援強化と保育人材の確保・育成を進めるとともに、保育ママやベビーシッター促進などにより待機・保留児童ゼロをめざします。
- 誰もが安全で自由に移動できるように、ホームドア、駅舎エレベーター、踏切安全化、歩道自転車道整備などを促進し、バリアフリーのまちづくりを進めます。
- NPOや民間企業と協働して、障がい者のさまざまな個性と能力を活かした自立を支援し、“障がい者とともに生きるまち”をつくります。

図4 横浜市の平均寿命・健康寿命の変化



(出典)横浜市ウェブサイト「横浜市の平均寿命と健康寿命」(2019 年更新)

図5 地域包括ケアシステムのイメージ



(出典)厚生労働省ウェブサイト「地域包括ケアシステム」より

Project 6

日本一のタバコ対策－空気がきれいな健康都市横浜

●受動喫煙による健康への悪影響等を避けるため、私は知事時代に日本で初めて「神奈川県受動喫煙防止条例」(2010 年施行、2019 年改正)を制定しました。その後、兵庫県、東京都などの都道府県にも広がるとともに、私の国会議員としての取り組みもあって健康増進法の改正(2018 年)につながりました(図6参照)。

●しかし、「人生 100 年時代」を見すえて、未成年者を含む市民の健康を守り、ガンや生活習慣病の対策を進めるには、「受動喫煙防止」にとどまらず、すべての人々にタバコ依存から脱し、健康を守るよう、

「総合的なタバコ対策」を進める必要があります。実は喫煙者の多くがタバコをやめたいと思っていることから、政策としてそうしたきっかけやインセンティブを提供することが重要です。その一歩進んだ対策を、日本最大の都市で、おしゃれな港町・横浜から実践します。

- そのため、「横浜市タバコ対策推進条例」(仮称)を制定し、10年後の紙巻タバコ廃止も見据えて、①受動喫煙防止対策の不十分な飲食店等に対する指導・是正措置の強化、②屋外喫煙所の整備促進、③禁煙教育・アドバイスの充実、④タバコ自動販売機の禁止などの規定を定めます(ヨコハマ・ルール④参照)。
- また、各区(保健福祉センター)に「ヨコハマ卒煙塾」を設け、喫煙者に卒煙を助言・誘導することによって、住民の低喫煙率日本一をめざします。
- 行き過ぎた行革による現行の「一保健所体制」から、各区の保健センターの体制・機能を強化し、感染症対策とともに、区ごとのタバコ対策を推進し、地域の工夫と市民との協働による健康づくりを進めます。
- 以上のタバコ対策・健康対策のための財源として、国に働きかけて、タバコ税の健康分野への目的税化に取り組みます。

図6 神奈川県と厚生労働省の受動喫煙防止デザイン



(出典)神奈川県ウェブサイト「受動喫煙防止条例」

Project 7

区役所自立で市民サービス向上—市民自治の“横浜モデル”

(1) 区役所自立と“区議会”による身近なまちづくり

- 378万人の大都市では、身近な自治とサービスの拠点が必要です。とくに横浜市の行政区は、平均で21万人という「中核市」なみの規模があるため、18行政区を「総合区」(地方自治法上の制度)に移行し、「都市内分権」によって、身近な暮らしとまちづくりの権限・財源を移譲します(図7参照)。区長は、身近な

サービスに責任をもつため、特別職とし、市民・民間人を含めて候補者とし、市長が議会の同意を得て任命します。

- 条例に基づいて、区選出市議会議員、行政機関代表、区民代表などからなる「区議会」(区民協議会)を設置し、区の独自予算の編成を含めて、住民参加によって決定できる制度にします。
- 各区に地区担当の「区政コンシェルジュ」を配置し、きめ細かな市民対応を実現します。
- 市役所での公民連携事業の推進や民間人の登用によって、活力ある市政と行政サービスの質の向上を図ります。



図 7 横浜市の 18 行政区の配置

(出典)YY ネット「横浜市内 18 区の公式 Web ページ」

(2) 市長多選禁止・住民投票・自治基本条例－市民自治の「横浜モデル」をつくる！

- 「絶対的権力は絶対的に腐敗する」(アクトン)といわれます。大規模自治体の首長にも、多くの権限が集中しているため、本人のおごり・慢心だけでなく、側近・有力議員・業界など首長の権力に寄りかかって既得権益を守ろうとする集団が生まれ、人事の停滞、政策の固定化・独善化など多選の弊害が生じます。そうした歴史的経験から、米国の大統領・州知事をはじめ多くの民主主義国で多選制限が制度化され、民主主義のルールとして定着しています。
- 横浜市には、すでに市長多選自粛条例(2007 年制定)があります。この条例では、「市長の職に同一の者が長期にわたり在任することに伴い発生するおそれのある弊害」を防止し、「清新で活力ある市政を確保すること」を目的として、「市長の職にある者は、その職に連続して 3 期(…省略…)を超えて在任しないよう努めるものとする。」と明記されています。しかし現市長は、多数の立候補予定者が揃い、従来の支持政党からも不支持を言い渡された中で立候補しようとしていますので、「在任しないよう努力する」義務を無視していることは明らか。これでは、市議会がこの条例を制定した意味はゼロになってしまいます。
- このような最悪の事態を2度と繰り返さないため、努力義務にとどまる市長多選自粛条例を抜本改正し、「市長多選禁止条例」を制定します。そこでは、立候補の段階で制限できるよう「市長は 3 期をこえて在任する可能性のある選挙に立候補することはできない」等と明記します(ヨコハマ・ルール⑤参照)。
- 住民自治のルールでは、原則として市長と議会という代表機関による「間接民主制」が採られていますが、市政の重要課題については市民の意見を直接反映させる「直接民主制」的な制度も必要です。カジノの是非を問う住民投票を求める 19 万人の市民の意思を生かせなかった反省を生かして、特定の問題が生じた際に住民投票条例(臨時型の住民投票条例)を制定するのではなく、あらかじめ市政の重要課

題について住民投票を行うことができる旨を定めておく「常設型の住民投票条例」を制定します(ヨコハマ・ルール⑥参照)。この条例では、住民・議会・市長に住民投票の提案権を認めるとともに、市長・議会に投票結果の尊重義務を定めるなど、住民投票の具体的ルールを明確化します(ヨコハマ・ルール⑥参照)。

- 以上のような横浜市の事態は、市の「市民自治のルール」が明確でないために生じたものです。ルールがなければ、実際に権力を持つ者たちが、市民の声に背を向けて自分たちの都合のよい政策決定を行うことは、政治の常です(カジノ誘致、新劇場の建設、ハマ弁の押し付けなど)。このような「ムラ政治」をこれ以上許さず、当たり前の「市民政治」を取り戻すため、ヨコハマの市民自治のルールを明確にする「横浜市自治基本条例」を制定します(ヨコハマ・ルール⑦参照)。
- 全国では397自治体で「自治基本条例」が制定されています(2021年4月現在、地方自治研究機構ウェブサイトより)。川崎市は、政令市で初の自治基本条例を制定しました(2004 年)、神奈川県も私の提案により都道府県で唯一の「神奈川県自治基本条例」(2009 年)を制定しています。いまだに横浜市の制定していないのは、「ムラ政治」にとって都合の悪いルール(規定)が多いためです。「選挙に勝てば市政は自分たちのもの」というおごり(特権意識)を打破するため、市民の武器である条例制定権を活用して「自治基本条例」をつくりましょう。
- 人口 378 万人の横浜市でも、環境、交通、感染症対策、防災などの政策を進めるには、首都圏での広域行政や周辺自治体との連携協力が不可欠です。私は、知事時代に「道州制」や「首都圏連合」を提唱し、実際に首都圏サミット(九都県市首脳会議)を基礎として、多くの連携事業を展開しました。横浜市でも、首都圏サミットを核として「首都圏連合」実現に向けた取り組みを進めるとともに、現在も着手している周辺8市との広域連携を推進します。

Project 8

「横浜独立」で分権国家を実現！－「世界都市ヨコハマ」へ

(1) 「横浜独立」で二重行政を解消し、市民の「県民税」を取り戻す

- 横浜市は、政令市として幅広い市民サービスを提供していますが、現行制度では県の一部を占める市町村のひとつ。県立高校、河川・防災などは県の権限であり、産業、医療、福祉などは県と市の役割が重複し、多くの分野で県と市の「二重行政」が生じています。
- また横浜市民は、市民税のほかに神奈川県に「県民税」を納めており、その税収の多くは横浜市民以外のサービスに使われています。「横浜独立」によって、この税収を横浜市民のために使うことができます。
- 横浜市は人口約 378 万人の巨大都市で、経済・社会・文化的な「存在感」も、他の大都市とは異なります。こういう大都市を1つの広域自治体の枠に押しとどめることは、日本全体にとってもマイナス。私は、横浜市を県から独立させ、基礎自治体の役割と広域自治体の役割を兼ね備えた「横浜独立市」(仮称)の実現を目指します(図8参照)。世界の大都市(ロンドン、パリ、ソウル、釜山等)は、広域自治体から独立した制度になっています。
- 現在の政令市(指定都市市長会)も、都道府県の権限・財源をまとめて移譲する「特別自治市」構想を提案していますが、この「横浜独立市」は、横浜市を含めた大規模政令市を対象とし、国の権限・財源も移譲するとともに、国の規制を緩和します(図9参照)。これによって「横浜」を国際文化都市として世界に存

●廃藩置県(1871 年)から 150 年。日本ではじめて「都道府県に属さない市」をつくりましょう。そんな挑戦ができるのは、日本で横浜市民だけです。

●「横浜独立」を実現するために、まず、市長と市議会で十分に議論して市としての「横浜独立市移行基本方針」(仮称)をつくり、国に、この制度の根拠となる法律の制定を求めます。当面、横浜を念頭においた制度ですので、「独立市の設置に関する特別措置法」(仮称)といった法律が考えられます。この法律で「独立市」を設置するための要件(人口要件など)や手続を定めます。

●これに沿って、市長の「実施計画」の策定→市議会の同計画の議決→市民の賛否を問う投票、というプロセスをとることが考えられます(図 10 参照)。その途中で神奈川県の見解を聴く手続も必要でしょう。しかし最後に決めるのは、有権者、つまり市民一人ひとりです。

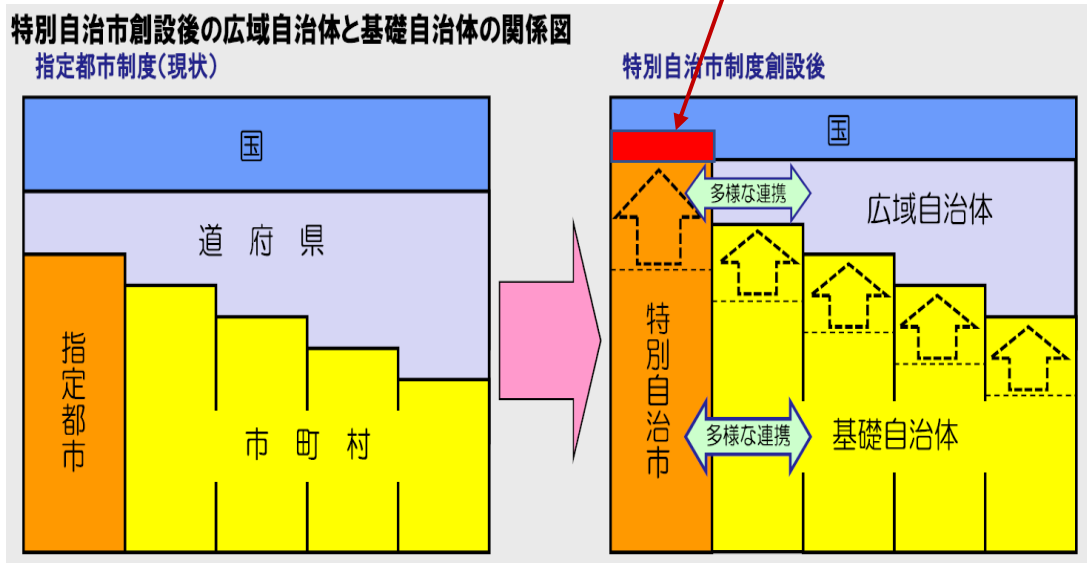
A map of Kanagawa Prefecture, Japan, divided into several colored regions. A red arrow points from the central-eastern part of the map towards the Tokyo Bay area, with the text "独立へ!" (Towards independence!) written next to it. The map includes labels for various cities and towns, and a legend at the bottom center.

Legend:

- 横浜地域 (Yokohama Region)
- 川崎地域 (Kawasaki Region)
- 横浜質三浦地域 (Yokohama-Saitama Region)
- 県央地域 (Central Kanagawa Region)
- 湘南地域 (Shonan Region)
- 県西地域 (Western Kanagawa Region)

13

図9 指定都市市長会の「特別自治市」構想



(出典) 指定都市市長会「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案」2011年

図10 「横浜独立市」誕生の主なプロセス(想定)

- ① 市長・市議会: 横浜独立市移行基本方針(仮称)を決定、国に法律制定を要請
- ↓
- ② 国(国会): 独立市の設置に関する特別措置法(仮称)の制定
- ↓
- ③ 市長: 横浜独立市移行実施計画案の策定
- ↓
- ④ 市議会: 横浜独立市移行実施計画の議決
- ↓
- ⑤ 市民: 横浜独立市の賛否に関する投票、投票の過半数で最終決定

Ⅲ ヨコハマ重要政策(分野別政策)

378 万都市・横浜市の行政課題は、幅広く膨大です。そこで、この「重要政策」では、各行政分野で進める政策を列挙することは避け、これまで十分に取組まれてこなかった課題と対策を取り上げて、その推進をお約束いたします。

なお、私の「挑戦」はこれらに尽きるものではありません。知事時代にも「マニフェスト」以外に、積極的に展開しました。今回は、コロナ禍の影響が多くの行政分野に及んでいますので、知事時代以上に幅広く前例にとらわれない取り組みが求められます。以下は、私が取り組む幅広い政策の中から「抽出」したものであることをお断りします。

1 新技術・環境

- 大都市横浜の「都市農業」は新たな成長産業。ドローン等の活用を進め、「6次産業化」などのビジネス支援により、地産地消で安全安心な食の確保を勧めます。中学校全員給食の食材にも利用します。
- 急速に実用化の進むドローン、ロボティクス、AI 等の「破壊的技術」を、製造業、農業、物流、店舗、飲食、教育、サービス業などあらゆる分野に広げ、横浜産業の基盤を整備し、競争力を強化します。
- 公共スペースの受動喫煙防止対策(プロジェクト7参照)にあわせて、EV・FCV(排気ガス・ゼロ車)の普及を図り、花粉症対策も進めて、「クリーンエア・横浜」を実現します。
- 自然エネルギーの活用とエネルギーの地産地消を進め、「カーボンニュートラル都市・横浜」を実現します。

2 スポーツ・アクティビティ

- 横浜には、野球、サッカー、バスケットボール、ラグビーなどプロスポーツチームが沢山あり、その数は日本一です。地域で支え、地域と連携するスポーツタウン横浜をつくります。
- 「東京オリンピック・パラリンピック 2020」のレガシーを生かし、また人生 100 年時代を踏まえて、市民のスポーツへの多様な参加を促進するため、市民力を生かした施設の活用、イベントを支援します。
- 近年世界的に広がった「eスポーツ」の誘致と振興を進め、横浜らしいアクティビティとして定着を図ります。
- 電動キックボード、セグウェイなど「新型モビリティ」の普及を踏まえて、交通安全上のルールを明確化しつつ、横浜の街を楽しみながら移動する方法として計画的に促進します。

3 子ども・学び

- 教育委員会・警察・専門家などによる「いじめスワットチーム(緊急隊)」活用で、いじめ・虐待・不登校の根絶をめざします。
- 道徳教育、体験教育、スポーツ、ボランティア活動の促進により、思いやりや人格・教養を備えた「人間力」のある若者への成長を支援します。
- 生活困窮家庭の子どもや虐待を受けた子ども、児童養護施設卒業生の自立と自己実現のため、就学・就業などを総合的に支援します。
- ボランティアによる学習支援など住民参加で学校教育のあり方を見直し、「コミュニティ・スクール」(地

域運営学校)を増やして、地域教育力の基盤を整備します。

- 学校の建築・改修にあたっては、子どもたちがのびのびと成長できる環境づくりに留意し、国産材の活用（できれば県産材）」を進めます。

4 安全・コミュニティ

- 公園墓地など新たな形の霊園を整備して、祖先とともに暮らせるまちをつくれます。
- 必ず来る大震災に備えて、無電柱化、防災公園化、公共施設等の耐震化、帰宅困難者対策、防災訓練の充実、他都市との連携により、ヨコハマの防災力・減災力・復興力を強化し、より安全なまちに転換します。
- NPO の皆さんと協力して里親を探し、ペットの殺処分をゼロにします。また、関係団体等と連携して犬・猫などの動物愛護活動を強化するとともに、動物虐待を取り締まる専門機関「アニマルポリス」を創設します。

5 ボランティア

- 神奈川が生んだ江戸時代の改革者・二宮尊徳は至誠・勤勉・分度・推譲による「報徳仕法」によって、行財政改革、地域活性化を図った。この分度と推譲による「共助」の仕組みを継承し、「報徳基金」を横浜で展開します。
- 当面は、新型コロナとたたかっている医師、看護師、介護士、エッセンシャル・ワーカーなどの努力に報いるために、「感染症対策基金」(仮称)を創設し、広く寄付を募ってこれらの人々や現場を支援します。そのため、市長、幹部職員などが率先して寄付・拠出するほか、市内の企業や市民にも協力を呼びかけます。
- このように使途・目的を明確にした「基金(報徳基金)」を創設し、ひとり親家庭や生活困窮者を支援するNPO などへの支援に拡大します。
- このような仕組みを、市民、市議会、市職員と話し合い検討を進めていきます。

6 市役所経営

- 質の高い政策やサービスは、余裕のある職員の仕事・取り組みから生まれます。職員の「働き方改革」を進め、長時間労働の是正と行政サービス向上を両立させます。
- 多様な職員の活躍を進めるため、女性職員の管理職等への登用を促進するとともに、外国籍職員・障がいをもつ職員など、1 人ひとりの職員が多様な個性を生かして活躍できる人事制度と職場づくりを進めます。
- 市役所のデジタルトランスフォーメーション(DX)を進め、AI やロボティクス等を活用することによって、公務の合理化・高度化を図り、職員は職員でないとできない仕事に集中できる「スマート自治体」を実現します。
- 全ての事業の見直し、棚卸しを定期的に行い、無駄のないスリムな役所で効率的な行政サービスを実現します。

IV ヨコハマ・ルール7

先進の
横浜ルールで
時代を切り拓く！

先進
条例

ヨコハマ・ルール

7

1 新型コロナ等感染症対策条例

2 カジノ禁止条例

3 英語第2公用語化推進条例

4 タバコ対策推進条例

5 市長多選禁止条例

6 常設型住民投票条例

7 自治基本条例（横浜の地方自治の憲法）

1 新型コロナ等感染症対策推進条例の制定

●新型コロナ感染を踏まえて、拡大防止に向けて事業者・市民に対する働きかけ、ワクチン接種の最速化
その他緊急措置を講じるとともに、今後のコロナ変異種、新たな感染症等の感染に備えて、保健行政と医
療機関の連携その他必要な対策を講じるため、下記の条例を制定します。

表3 横浜市新型コロナ等感染症対策推進条例（仮称）の骨子

事 項	要 点
1. 目的・理念	新型コロナ感染症の拡大を防止する緊急対策を講じるとともに、新たな感染症に対し、市民、事業者、医療機関、行政の協働によって感染を封じ込め、非接触型の社会をつくり、「感染症に強いまち」をつくる。
2. 感染防止の措置	・市長は、新型コロナ等の感染症（新たな感染症を含む）に対して、独自の「緊急対応宣言」、飲食店・事業所等に対する事業休止等の勧告・命令、市民に対する行動要請等を行うことができる。
3. 医療機関との連携と療養の支援	市長は、感染者の命と健康を守るため、かかりつけ医、病院等の医療機関と連携して入院措置、療養措置等の調整を行うとともに、薬局、コンビニ、NPO 等と協力して自宅療養者の生活を支える。
4. 感染者等に対する誹謗中傷等の禁止	何人も、感染した市民及びその家族に対し、誹謗中傷、差別的言動、不当な差別的取扱いをしてはならない。
5. 福祉施設等における感染防止と事業継続の支援	市長は、福祉施設、教育施設等における感染防止を徹底するとともに、それらの事業継続のために必要な支援を行う。人的接触を避けられない勤労者（エッセンシャル・ワーカー）に対する支援を行う。

6. ワクチン接種	市長は、ワクチン接種の最速化等に向けて必要な措置を行う。
7. 非接触型サービス・交流の促進	感染症に強いまちづくりのため、デジタル化、AI・ロボティクス等を生かして、非接触型の公共サービス等に転換する。

2 横浜カジノ禁止条例の制定

●カジノ反対という市民の意思を「横浜市のルール」に高めるため、カジノの設置を認めないという市の方針を定めるとともに、そのための市長・議会の義務を明確にするため、下記の条例を制定します。

表4 横浜カジノ禁止条例(横浜市におけるカジノ施設の設置を禁止する条例)(仮称)の案

条 例 案
(目的) 第1条 この条例は、カジノ施設(特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号。以下「整備法」という。)第2条第10項で定める「カジノ施設」をいう。以下同じ。)の設置が、<u>地域の治安又は生活環境の悪化、ギャンブル依存症の増加、市のイメージの毀損その他の悪影響をもたらすおそれがあることに鑑みて、市のカジノ施設に対する方針その他必要な事項を定め、安心安全な市民生活と生活環境等の保全を図ることを目的とする。</u> (市の方針) 第2条 市は、市の区域における<u>カジノ施設の設置を誘致せず、かつ事業者による設置等を認めないものとする。</u> (市長の義務) 第3条 市長は、前条の方針を実現するため、整備法第6条第1項で定める実施方針の策定、同法第9条第1項に基づく区域整備計画の申請その他<u>カジノ施設の設置に必要な事務を行わないようにするとともに、すでに行った事務については、取消しその他必要な措置を講ずるようにしなければならない。</u> (議会の責務) 第4条 議会は、第2条の方針を実現するため、整備法第9条第8項に基づく議決その他<u>カジノ施設の設置に必要な議決を行わないよう努めなければならない。</u>

3 英語第2公用語化推進条例の制定

●横浜の歴史・文化を現代に甦らせ、英語が使える、英語が通じる「英語の街ヨコハマ」「横浜バイリンガル都市」を実現するため、下記の条例を制定し、英語を“第2公用語”に位置づけ、市役所の文書等を切り替えるとともに、教育機関、企業、市民が「使える英語」を身に着けるよう各種の支援を行います。

表5 横浜市・英語第2公用語化推進条例(横浜バイリンガル都市推進条例)(仮称)の骨子

事 項	要 点
1.市の対応	①市内では、英語を第2公用語にする。

	②市の条例、刊行物、案内表示など重要なものに英語表記を加える。 ③市役所で英語対応ができるよう、職員の採用、派遣・研修などに英語力強化を盛り込む。 ④市民や市職員の横浜の知識と英語力を向上させる「横浜英語検定」を導入します。
2.教育機関の対応	①市内の小・中・高校で英語による授業を増やし、日常的に「使える英語」を学ぶ環境をつくる。 ②教員や生徒の英語力向上のために、ネイティブ教員を増員し、英語研修センター(仮称)を創設する。 ③市内の大学で英語による授業を拡大し、国際人材の養成を強化するとともに、市民の英語学習を支援するよう努める。 ④市内の大学は、上記の取り組みにあたり、ネットワークの構築など相互に連携して進めるものとする。
3.企業等への支援	①市内の企業や店舗等における英語利用・英語併記を推進する。 ②「横浜開港英語パーク」と連携して、社員研修等の取り組みを応援する。
4.市民への支援	①ヨコハマの歴史・文化・経済を英語で学べる「横浜英語検定」制度を創設。その資格を入学試験や就職試験にも活用する。 ②英語力の高い市民ボランティアの育成・活躍の場の拡大を図る。

4 タバコ対策推進条例の制定

●受動喫煙による健康への悪影響等を防止するとともに、未成年者を含む市民の健康を守り、ガンや生活習慣病の対策によって健康づくりを進めるため、下記の条例を制定し、「総合的なタバコ対策」を進めます。

表6 横浜市タバコ対策推進条例(仮称)の骨子

事 項	要 点
1.目的	この条例は、受動喫煙による健康への悪影響を防止し、市民のタバコ依存からの脱皮を支援し、もって市民の健康づくりを推進することを目的とする。
2.受動喫煙の防止	健康増進法、神奈川県受動喫煙防止条例を踏まえて、飲食店等の多数者利用施設の受動喫煙対策について指導、規制、支援を行う。
3.喫煙所の整備	市は、受動喫煙防止のため、必要な屋外喫煙所の整備等を支援する。
4.禁煙の支援	市は、区ごとにヨコハマ卒煙塾を設置するなど、禁煙に向けた教育・支援を行う。
5.自動販売機等	横浜市の区域内に、新たにタバコ自動販売機を設置してはならない。

5 市長多選禁止条例の制定

●多くの権限が集中する市長の多選によって、人事の停滞、政策の固定化・独善化などの弊害が生じるお

それがあつたことを踏まえて、民主主義のルールとして市長の多選を制限するため、現行の「市長多選自粛条例」を抜本改正して、多選への立候補を制限する次の条例を制定します。

表7 横浜市長多選禁止条例（市長多選自粛条例の抜本改正）の案

現行：市長多選自粛条例 (横浜市長の在任期間に関する条例、2007年9月制定)	改正案：市長多選禁止条例 (横浜市長の多選制限に関する条例(仮称))
(目的) 第1条 この条例は、幅広い権限を有する市長の職に同一の者が長期にわたり在任することに伴い発生するおそれのある弊害を防止するため、市長の在任期間について定め、もって将来にわたって清新で活力ある市政を確保することを目的とする。 (在任期間) 第2条 市長の職にある者は、その職に連続して3期(…省略…)を超えて在任しないよう努めるものとする。	(目的) 第1条 (同左) (立候補の制限) 第2条 市長の職にある者又はその職にあつた者は、<u>法律の規定にかかわらず、その職に連続して3期(…省略…)を超えて在任する可能性のある選挙に立候補することはできない。</u>

6 常設型住民投票条例の制定

●カジノをめぐる住民投票を実現できなかった反省を踏まえて、問題ごとに住民投票条例を制定するのではなく、あらかじめ市政の重要課題について住民投票を行うことができる旨を定め、ヨコハマの市民自治のルールとするため、下記の条例を制定します。

表8 横浜市長常設型住民投票条例(仮称)の骨子

事 項	要 点
1.目的	市政に係る重要事項について住民に意思を直接確認するための住民投票に係る事項を定めることにより、住民の市政への参加を推進し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。
2.市政に係る重要事項	市政に係る重要事項は、現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え可能性のある事項であつて、住民相互、議会、市長の間に重大な意見の相違が認められる状況に照らし、住民に賛成又は反対を確認する必要があるものとする。
3.投票資格者	投票権を有する者は、本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者で、日本の国籍を有する者……とする。
4.発議	①投票資格者は、総数の○分の1以上の者の連署をもつて住民投票を発議し、市長にその実施を請求できる。 ②議会は、議決により住民投票を発議できる。 ③市長は、住民投票を発議することができる。

5.投票の実施	市長は、4による発議を受けたとき等は、住民投票を実施する。
6.情報の提供	市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、市が有する情報を整理した資料など必要な情報の提供を行う。
7.結果の尊重	議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。

(注) 川崎市住民投票条例(2008年制定)に参考にして作成

7 横浜市自治基本条例の制定

●カジノ誘致をめぐる混乱、新劇場建設計画等の反省をもとに、市民の参加権、市長と議会の義務、住民投票などヨコハマの「市民自治のルール」を明確にするため、下記の条例を制定します。

表9 横浜市自治基本条例案の骨子

事 項	要 点
1.目的	この条例は、本市の自治の基本理念原則を確認し、行政運営、区の在り方、自治運営の制度等自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とする。
2.位置づけ	この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範である。
3.自治の基本原則	市民及び市は、次に掲げる原則に基いて自治運営を行う。 (1) 情報共有の原則 (2) 参加の原則 (3) 協働の原則
4.市民の権利	(市民の権利) 市民は、自治運営のために、次に掲げる権利を有する。 (1) 市政に関する情報を知ること。 (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。 ...
5.議会の役割	・議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視等を行う。 ・議会は、市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努める。
6.市長等の役割	市長は、市行政を運営するとともに、市政全体の総合的な調整等を行う。
7.区議会(区民協議会)	・区に、区選出議員、区民、有識者等によって構成される会議(区議会)を設け、区における課題の解決するための施策、予算等の審議を行う。 ・市長・市議会は、その権限行使にあたり区議会の審議結果を尊重する。
8.市民参加	・市長等は、施策事業の実施にあたり、市民の意見を募るパブリックコメントを行う。 ・市は、市民との協働を推進する施策を推進する。
9.住民投票	・市は、住民、議会又は市長の発議に基づき、市政の重要事項について住民の意思を確認するための住民投票を実施することができる。 ・議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。

以上